

エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」の取扱方針改定案のパブリックコメントに寄せられたご意見と対応

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

No.	項目番号	ご意見	対応
1	p.1 1.	「昨今では、様々なバイオマスプラスチック（実配合品）の開発・製品化が加速しており、エコマーク事務局には、新しい樹種の種類の追加相談が複数寄せられている。」の「樹種の種類」を「樹脂の種類」に変更すべき。 ・「種」が重複しているため。	ご意見を参考に修正します。 「エコマーク事務局には、 <u>認定対象として新しい樹脂樹種</u> の種類の追加相談が複数寄せられている。」
2	p.1 1.	「 <u>また、マスマランス方式で管理された「エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針</u> を 2022 年 9 月 1 日に制定したことを受けて、方針間の整合を図る」を「 <u>一方、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）では、樹脂種類の制約がないことから、本方針との整合を図る</u> 」とすべき。 ・本方針案の p.5 には、貴協会ご見解として、「エコマークはグリーン購入法の上位互換となっている」と示されている。 ・エコマーク（ISO14024 に準拠したタイプ 1 環境ラベル）が、グリーン購入法基本方針の上位互換に位置づけられているのであれば、最低限、グリーン購入法基本方針の「判断の基準」要件との整合性は図るべきだと考える。 ・現在、グリーン購入法基本方針のバイオマスプラスチックが適用されている各品目における「判断の基準」では、バイオマスプラスチック（原料樹脂）のポリマー種類に制約はないものと理解する。	ご意見を参考に、「方針間の整合を図る」の部分を「その検討で得られた最新の知見や技術動向を踏まえて」に修正します。 なお、本取扱方針の各商品類型への反映にあたっては、グリーン購入法との整合を確保する考えです。
3	p.1 2.(1)	「バイオマスプラスチックを使用した最終製品を対象とする商品類型（認定基準）に導入する。」の「導入」を「適用」とすべき。「適用範囲」の項目であり、「適用」という表現の方が好ましいものとする。	本方針を各商品類型に導入することを説明しているため、「本方針を導入する」と修正します。
4	p.1 2.(1)	「本方針では、 <u>バイオマス由来の合成繊維</u> も対象とする。」→「本方針では、 <u>バイオマス由来合成繊維（「植物由来合成繊維」ともいう）</u> も対象とする。」とすべき。 ・現行基準の「用語の定義」では、「植物由来合成繊維」と定義づけられており、「バイオマス由来合成繊維」の方が好ましい表現だと考える。 ・1. 項冒頭に「バイオマスプラスチック（「植物由来プラスチック」ともいう。...）」との見解が示されており、現行基準の「用語の定義」にある「植物由来合成繊維」も「植物由来プラスチック」と同様な表現で記述されるべきものとする。	ご意見を参考に修正します。 「本方針では、 <u>バイオマス由来の合成繊維</u> も対象とする。合成繊維については、「バイオマスプラスチック」を「バイオマス合成繊維」（ <u>「植物由来合成繊維」ともいう。</u> ）と読み替えて適用する。」
5	p.1 脚注	「 <sup>1</sup> <u>ISO22095「Chain of custody — General terminology and models」の「identity preserved model：材料または製品が単一ソースに由来し、それらの規定特性がサプライチェーン全体を通して維持される Chain of Custody モデル」または「segregated model：材料または製品の規定特性が、最初のインプットから最終アウトプットまで維</u>	ご意見を参考に、以下の通り追記します。 <sup>1</sup> ISO22095「Chain of custody — General terminology and models」の「identity preserved model：材料または製品が単一ソ

No.	項目番号	ご意見	対応
		<p>持される <u>Chain of Custody モデル</u> に分類されるものをいう。」→「<u>ISO16620-2 「Plastics - Biobased content - Part 2: Determination of biobased carbon content</u>」、あるいは、<u>ASTM D6866 「Plastics - Biobased content - Part 2: Determination of biobased carbon content</u>」に準拠し、試験証明されるものをいう。」とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス由来材は、C14 法で第三者の試験機関の試験証明で世界中の表示法規制上、誰でも容易に事実証明が可能であり、本方針案の実態に沿った国際標準を引用すべきと考える。</li> <li>・P.6 最下部から 7～8 行目部分では、「バイオマスプラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティを確保することが非常に重要であり」との考え方が示されており、世界中の事業者が認定取得している ISO9001 や ISO14000 等のマネジメントシステムでのトレーサビリティ確保で十分だと考える。</li> <li>・ISO22000s は食品や食品加工の業界が食品衛生法規制への法令順守を目的に HACCAP 等の衛生管理手法の一つとして分別生産流通管理があり、同国際標準が ISO22095 に例示されている。一方、バイオマスプラスチック（或いは、バイオマス由来合成繊維）において、一つの用途・分野における業界要求事項で、他の用途・分野が主展開先の事業者には過度な負担は不適切であり、原案では「バイオマスプラスチックの普及・促進」とは逆行した考え方になっている。</li> <li>・また、本方針案で整合性を意図されたマスバランス方式は、「認証品」と「非認証品」の混合に伴う特性を割り当てたクレジット品であり、「分別生産流通管理」は物理的に困難である。</li> </ul>	<p>ースに由来し、それらの規定特性がサプライチェーン全体を通して維持される Chain of Custody モデル」または「segregated model: 材料または製品の規定特性が、最初のインプットから最終アウトプットまで維持される Chain of Custody モデル」に分類されるもので、<u>ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup>C 法によるバイオベース炭素含有率が確認できるものをいう。</u></p>
6	p.2 2.(1)	<p>「マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックについて」本年 9 月 1 日にマスバランス方式で管理された「エコマーク認定基準におけるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針が制定されたことを受け、認定方針間の整合を図る目的でなされた今般の改訂内容については大筋で賛同する。一方で、エコマークの認定に係る基本方針においては、製品のバイオマス含有率を定量的に比較評価することはバイオマスプラスチックに対する公正な判断基準の一つとなるため、実配合品とバイオ特性割当品は明確に区別されるべきであるが、実配合品とバイオ特性割当品のどちらか一方に対してのみ認定の要件が極端に厳しくなることは避けるべきである。実配合品とバイオ特性割当品であるかに関わらず、上記の点が相反しない認定基準の策定や表示の在り方について、バイオマスプラスチック製造に関わる企業も交えた意見交換の機会が必要である。</p>	<p>エコマークの認定基準の策定にあたっては、ガイドラインに従って利害関係者が参加する基準策定委員会等でのドラフトの作成や審議、関連委員会への諮問、パブリックコメントなどを通じ、幅広い利害関係者の参加による協議の場を設けています。委員会等を設置する際は、貴ご意見も参考とさせていただきます。</p>
7	p.2 2.(2)	<p>「PLA、PE、PET、PTT 以外の樹脂についてもバイオマスプラスチック認定の対象を広げる」に対して強く賛同する。これまで対象樹脂が上記 4 種類に限定されていたことにより、市場で広く使われているバイオマスプラスチック製品であるにも関わらず、消費者</p>	<p>方針案に賛同するご意見として承りました。</p>

No.	項目番号	ご意見	対応
		から認知されずに十分に普及しなかった事例がある。今般の改定により対象が広がることで、よりバイオマスプラスチックの市場での認知が広まり、普及が加速されることが期待される。	
8	p.2 2.(2)	今回、認定対象樹脂が拡大されることに強く賛同する。 理由：弊社は熱可塑性ポリウレタン樹脂の製造販売を行っており、バイオマス原料を使用した製品の開発を進めている事から、この拡大により4種類以外のバイオプラスチックの普及促進が期待されるため。	方針案に賛同するご意見として承りました。
9	p.2 2.(2)	弊社で100%植物由来のポリオールおよび、それを原料としたバイオTPU等の拡販をしており、バイオポリオールを原料としたウレタン樹脂をエコマークの『植物由来樹脂』の対象樹脂に追加を提案する。	方針案により、用語の定義、基準項目に合致する樹脂については樹脂の種類によらずバイオマスプラスチックを対象とすることに変更されます。したがって、貴ご意見のTPUについても認定基準を満足するものであれば認定対象となります。原案通りとします。
10	p.2 2.(2)	バイオマスプラスチックに「PU(ポリウレタン)」の追加を検討いただきたい。	No.9と同じ。
11	p.2 3.	「「バイオマスプラスチック」をバイオマス合成繊維と読み替えて適用する。」→「「バイオマスプラスチック」をバイオマス由来合成繊維（植物由来合成繊維ともいう）と読み替えて適用する。」とすべき。 ・理由はNo.4と同じ。	原案通りとしますが、実際の繊維製品関係の基準に導入する際には、ご意見を参考に検討します。
12	p.3 3.	「バイオマスプラスチック」の「※ <u>ISO22095「Chain of custody — General terminology and models」の「identity preserved model」または「segregated model」に分類されるもの。</u> 」→「※ <u>ISO16620-2、或いは、ASTM D6866の規定でバイオベース炭素含有率が試験証明されるもの。</u> 」 ・理由はNo.5と同じ。	ご意見を参考に「 <u>ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される<sup>14</sup>C法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの。</u> 」と修正します。
13	p.3 3.(解説)	「従来の「植物由来プラスチック」の呼称も正確な表現であるため、引き続き使用することもできる。」→「従来の「植物由来プラスチック」(あるいは「植物由来合成繊維」)の呼称も正確な表現であるため、引き続き使用することもできる。」とすべき。 ・現行基準の「用語の定義」では、「植物由来合成繊維」と定義づけられており「用語の定義」にある「植物由来合成繊維」も「植物由来プラスチック」と並列表記なされるべきものとする。	ご意見の通り、修正します。

No.	項目番号	ご意見	対応
14	p.5 4-1-2.(1) (解説)③	「バイオベース合成ポリマー含有率は、プラスチック種ごとの事情を勘案し、基準値を検討する」については、新規のバイオマスプラスチックに対して PE や PET と同じバイオベース合成ポリマー含有率の設定が適当でないとは判断される場合には、一律の含有率の設定がバイオマスプラスチックの普及促進の妨げになる可能性があるため、これに強く反対する。基準策定委員会および基準審議委員会の審議を経て、認定基準を部分改定することに賛同する。	方針案に賛同するご意見として承りました。認定基準の制定・改定は、ガイドラインに従って幅広くご意見をお伺いできる体制としています。
15	p.6 4-1-2.(2) (解説)」	<p>「<u>2022年9月制定の「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の持続可能性に関するチェックリストでは、広範なバイオマス原料を想定して作られているため、本取扱方針でもそれを準用することとした。</u>」は削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスバランス方式に関して、世界各国の環境専門家（環境団体、環境 NGONPO など）らが、法令違反行為やグリーンウォッシュ（虚偽表示）リスクを繰り返し指摘している。</li> <li>・FSC 等の認証機関でもマスバランス方式での「非合法性」（認証材と非認証材との混合）リスクについて、セミナー等でも周知徹底されている。</li> <li>・米 FTC 法を含め、世界中の表示法規制上、認証やラベルはリスクが高い環境主張の代表として、法令順守すべき具体的な法規制要求事項が情報公表された訴訟対象である。</li> <li>・敢えて法令違反行為やグリーンウォッシュ（虚偽表示）リスクが高いと指摘されているマスバランス方式を貴協会のリスクが高まる整合性に言及する必要性はないものと考える。</li> <li>・ISO/IEC 17011 : 2017 や JIS Q17011:2018（適合性評価- 適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項）においても、「公平性」要求事項が明示されており、「公平性」担保がしづらい、大きく異なる「実配合」と「マスバランス」との整合性に言及される必要はない。</li> </ul>	本取扱方針の原料の持続可能性のチェックリストについては、マスバランス方式かどうかによらず、バイオマス原料に係る最新の知見や技術動向を踏まえるために、左記のチェックリストを準用したものです。ご意見の箇所はその検討経緯を記述したものですので、原案通りとします。
16	p.7 4-1-2.	「プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性に関する証明方法について」は、実配合品とバイオ特性割当品両方に共通して言えることであるが、プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性について基準を設けることには反対しない。ただし、現段階では議論されていない人権侵害や児童労働の有無といった観点も考慮されるべきであることに加え、第三者による監査または認証についても十分に信頼性のおける制度として確立されたものがない状況も踏まえると、持続可能性の証明は困難ではないか。サプライチェーンの持続可能性の担保に向け、配慮すべき観点をチェックリストとして例示された内容（別表 1）については、事業者の自主的な取り組みを推進するために、積極的な活用を推奨するのが望ましいと考える。	持続可能性のチェックリストは、現行の植物由来プラスチックの方針でも設定しており、非常に重要な項目と考えます。また、人権などの社会面については重要な観点と考えますが、ご指摘の通り証明が難しい部分があるため、今回のチェックリストには含めていません。なお、エコマークでは「 <a href="#">「エコマーク制度における社会面の導入方針」</a> （2020年9月）を制定しています。原案通りとします。

No.	項目番号	ご意見	対応
17	p.8 4-1-3.(3)	「第三者による LCA の実施」については、代替しようとする樹脂と比較して GHG が増加しないことを LCA 評価の結果で確認しようとすることに異論はないが、国際認証制度などでの検証、または第三者との共同研究や第三者のレビューを受ける際、製造プロセス等に関する情報を開示する必要があるため情報漏洩等の懸念点も多い。事業者自らが行った LCA 評価についても認めるべきであると考え。	LCA の算定にあたっては、信頼性の高い方法で実施されることが重要と考えます。原案通りとします。
18	p.9 4-1-3.(3) (解説)	第 3 者の LCA 解析において、どの程度のレベルが必要なのか。基準が不明確。第 3 者の LCA 解析であれば何でもよいととられないか。	ご意見を参考に、「ISO14040「環境マネジメントーライフサイクルアセスメントー原則及び枠組み」および ISO14044「環境マネジメントーライフサイクルアセスメントー要求事項及び指針」等に準拠して実施すること」を追記します。
19	p.8 4-1-3.(3) 【証明方法】	「また、 <u>原料や製造工程（工場）が同じ場合には</u> 、学術雑誌等で発表された論文を用いることもよい。」の下線部は削除すべき。 ・「原料や製造工程（工場）が同じ場合には」と「公平性」がないと判断される表現は好ましくないと考える。 ・ISO14024:1999 や JIS Q14024:2000（環境ラベル及び宣言ータイプ I 環境ラベル表示ー原則及び手続）の「5.12 国際貿易上の側面」で「環境ラベル制度の手続及び要求事項は、国際貿易に対して不必要な障害を設ける意図をもって、準備、採択又は適用をしてはならないし、そのような効果をもたらしてはならない。世界貿易機関（WTO）の該当する規定及び解釈を考慮することが望ましい。」とあり、「不必要な障害」を生み、「差別的な待遇」だと判断できる表現は不適切と考える。	本項は、認定基準に特定の製造工程を指し示すものではないため、ご指摘の点には該当しないと考えます。ご意見の箇所は、証明方法として LCA の論文等を引用できる条件を規定したものです。原案通りとします。
20	p.9 4-1-3.(3)	「また、 <u>原料や製造工程（工場）が同じ場合には</u> 、学術雑誌等で発表された論文を用いることもよい。」の下線部は削除すべき。 ・理由は No.19 と同じ。	No.19 と同じ。
21	p.10 4-1-5.	「バイオマスプラスチックが既存の回収・リサイクルルートに排出された際に、リサイクル阻害要因とならないかを確認すること」については、バイオマスプラスチック使用製品のリサイクル性、廃棄等について、代替する樹脂と比較して評価することに賛同するが、材料、製品によっては技術的な制約があるため、バイオマスプラスチックとして一律の基準を設けることには反対する。	本方針では、「回収・リサイクルのシステムは商品分野によって異なるため、基準設定の必要性や具体的な証明方法については、各商品分野の「基準策定委員会」で検討する必要がある」と記載しています。原案通りとします。
22	p.11 改定履歴	今回の改定履歴で、「 <u>バイオマス割当プラスチックと整合を図る内容に改定</u> 」は削除すべき。 ・理由は No.15 と同じ。	ご意見を参考に、主な変更箇所が分かるような記載方法に変更します。

No.	項目番号	ご意見	対応
23	p.14 別表 2 1項	<p>「<b>完全</b>バイオマス／部分的バイオマス」→「<b>全面的</b>バイオマス／部分的バイオマス」と変更すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「完全」(Perfectly)は、「3.用語の定義について」にある「バイオベース合成ポリマー含入率」の定義との整合性がなく、貴協会の表示リスクが高まるものと懸念する。</li> <li>・「3.用語の定義について」の「バイオベース合成ポリマー」では、「全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および／または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4 に定義される」と過去から示されており、「全面的」(Fully, Wholly)が適切だと考える。</li> </ul>	ご意見の通り修正します。
24	全体	<p>表記について今回、「植物由来プラスチック」から「バイオマスプラスチック」に呼称変更されたことは、プラスチック資源循環戦略等の政令に使用されている用語との整合性の面から、正しいご判断であり、また、今回新たなバイオマスプラスチックを認証対象とされたこともバイオマスプラスチック普及の観点から素晴らしいことと思う。</p> <p>ただ、取り扱い方針の英語表記について、留意が必要である。</p> <p>現状では「バイオマス〇〇」という用語は和製英語になってしまっており、「バイオマスプラスチック」は英文表記としては「Biobased plastics」とすべきであり、一方、「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」は「Renewable attributed plastics」とするのが正しい表記である。貴事務局の認証方法について海外発信する場合に、この点をご留意いただかないと誤解が生じる可能性がある。</p> <p>現状、貴事務局ウェブサイトの該当ページをGoogle等の自動翻訳を利用して英文にすると、当然ながら「バイオマスプラスチック」は「Biomass plastics」となり、さらには「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」は「Plastics to which biomass-derived properties are assigned」となってしまうので、早急に正しい英語表記での英訳版を(原文、ウェブサイトともに)ご準備されることをお勧めする。</p>	ご意見の通り、バイオマスプラスチックの英文表記は、「bio-based plastics」とします。また、英語版等の整備も進め、海外への発信に際しては十分に留意します。
25	全般	<p>マスバランス方式を利活用した「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針との整合性について、本方針案で敢えて言及する必要性は全くないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理由はNo.15と同じ。</li> </ul>	No.2と同じ。ご意見を参考に、関連する箇所の記述を見直しました。
26	全体	<p>バイオマスプラスチックとして、PE、PLA、PET、PTTが挙げられているが、プラスチックとしての機能を発揮するためには、添加剤、充填剤、その他プラスチック等、複合的なプラスチックが一般的である。今回の改定案では、この部分の記述がなく、不十分である。</p> <p>実際には、複合的なプラスチックの場合、全ての組成構成材料についての記載が求められるのか、この点が不明瞭である。</p>	プラスチック添加剤等については、バイオマスプラスチックによらず、各製品分野の認定基準で基準項目を設定しています。本方針では、バイオマスプラスチック特有の項目についての方針を定めたものであるため、原案通りとします。
27	全体	<p>弊社の場合、原材料は全て他社から購入して複合化することでプラスチックを製造販売している。この場合、トレーサビリティの確保は、その他社に依頼せざるを得ず、協力</p>	認定基準に設定された項目の証明は、バイオマスプラスチックに関する第三者認証制

No.	項目番号	ご意見	対応
		が得られない場合は、エコマーク認定基準がとれないことになる。これでは問題と考える。	度であるエコマークが健全に普及していくために非常に重要と考えます。原案通りとします。

合計 27 件(7 名)

以上